

離縁状を読む 解説

1 文書について

(1) 小林（茂）家文書

総件数 7,614 件、枝番号を含めた総点数 8,172 点。穀物売買を中心とした商取引や社倉経営に関わる文書が大量に残されていた。国書や漢籍などの典籍類も豊富である。

小林家は、琴寄村（現加須市）の名主の末裔である。もともと名主二人体制だったが、享和二年（1802）にそれぞれ病死・老衰する。その後、惣百姓一同が弥平治の跡役就任を求めて代官に願書提出。それ以来、弥平治の一人名主体制となり、以降小林家が世襲した。

(2) 森田家文書

総点数 8,114 点、合綴文書を含むと 8,138 件。近世の古文書がほとんどで、特に御用炭に関する文書が多い。

森田家は、松山城主上田氏の家臣森田将監行家を祖とし、大野村（現ときがわ町）の名主や百姓代などの村役人を務めた家である。4代八右衛門から名主を務めるが、6代清太夫のとき病気を理由に名主役を返上している。それ以後は、百姓代や年寄、年番名主等を務めた。

2 近世の離縁について

・近世の結婚は、現代主流の個人同士による自由恋愛によるものではなく、家同士の結びつきが重視された。

・離縁については、寛保二年（1742）、くじかたおさだめがき公事方御定書において明文化された。夫から妻へ離縁状を渡すことが定められたのである。また、男女ともに重婚が罪であること、離縁状を持たない再婚も処罰対象となった。

・妻の側から離縁を行うには、縁切寺に駆け込むという方法があった。「縁切寺」とは、離婚を求めて寺に駆け込んだ妻を救済し、夫との離婚を成立させてくれる尼寺のことである。著名なのは、東慶寺（神奈川県鎌倉市）と満徳寺（群馬県太田市）という二つの尼寺で、幕府公認の縁切寺であった。この縁切寺の制度は世界的にも珍しいもので、日本にしかない。

縁切寺の離婚には、一定期間在寺することで強制的に夫から離縁状を差し出させる「寺法離縁」と、寺が仲介・説得することで示談による離婚が成立する「ないさいりえん内済離縁」とがあった。内済離縁の場合は入寺せず親元に引き取らせた。

・公事方御定書に離縁の手續きが明文化されたこと、重婚が夫婦双方に重い罰を伴うものであることから、離縁状は離婚成立と再婚可能を示す重要な役割をもつ文書であった。

『公事方御定書』（寛保二（1742年））下巻

一 離別状遣わざず、後妻を呼び候もの所払い

但し、利欲の筋をもつての儀に候はゞ、家財取り上げ、江戸払い

（離縁状を出さず、後妻を迎えた者は、他の町村へ追放し立ち入りを禁止する。なお、自分の得だけを考へて行つた場合には、家財一切を取り上げ、江戸から追放し立ち入りを禁止する。）

一 離別状とらず、他え嫁し候女、髪を剃り親元へ相帰す

但し、右の取持ちいたし候もの過料

（離縁状がないまま、他家へ嫁いだ女性は、剃髪させて親元へ帰す。なお、間を取り持った者は罰金とする。）

一 離別状これなき女他え縁付け候親元過料

但し、引取の男同断

（離縁状をもたない女性を他家へ嫁がせた親は罰金とする。なお、その女性を引き取った男性も同様に罰金とする。）

※参考 高木侃『泣いて笑つて三くだり半』48ページの書下し文。
意訳は、本書の書下し文をもとに、講師が添付した。

3 離縁状について

・離別状、去状（さりじょう）、暇状（いとまじょう）、手間状、隙状（ひまじょう）、縁切状（えんきりじょう）と呼ばれ、離縁状の表題に用いられる。この他に「一札之事」「差出申一札之事」など一般的な表題でありながら、離縁状の内容になっている古文書もある。また、数は少ないが表題なしのものもある。

・離縁状は、三行半で書かれることが多いため、「三行り半・三下り半（いずれも、みくだりはん）」と呼ばれる。しかし、三行半は俗習であり、実際には三行より短い離縁状もあれば、十行を超える長大な離縁状もある。

・離縁状の本文には、夫が妻を離婚するという「離婚文言」と以後誰と再婚しても構わないとする「再婚許可文言」の二つの内容が書かれていることが通常である。中には、

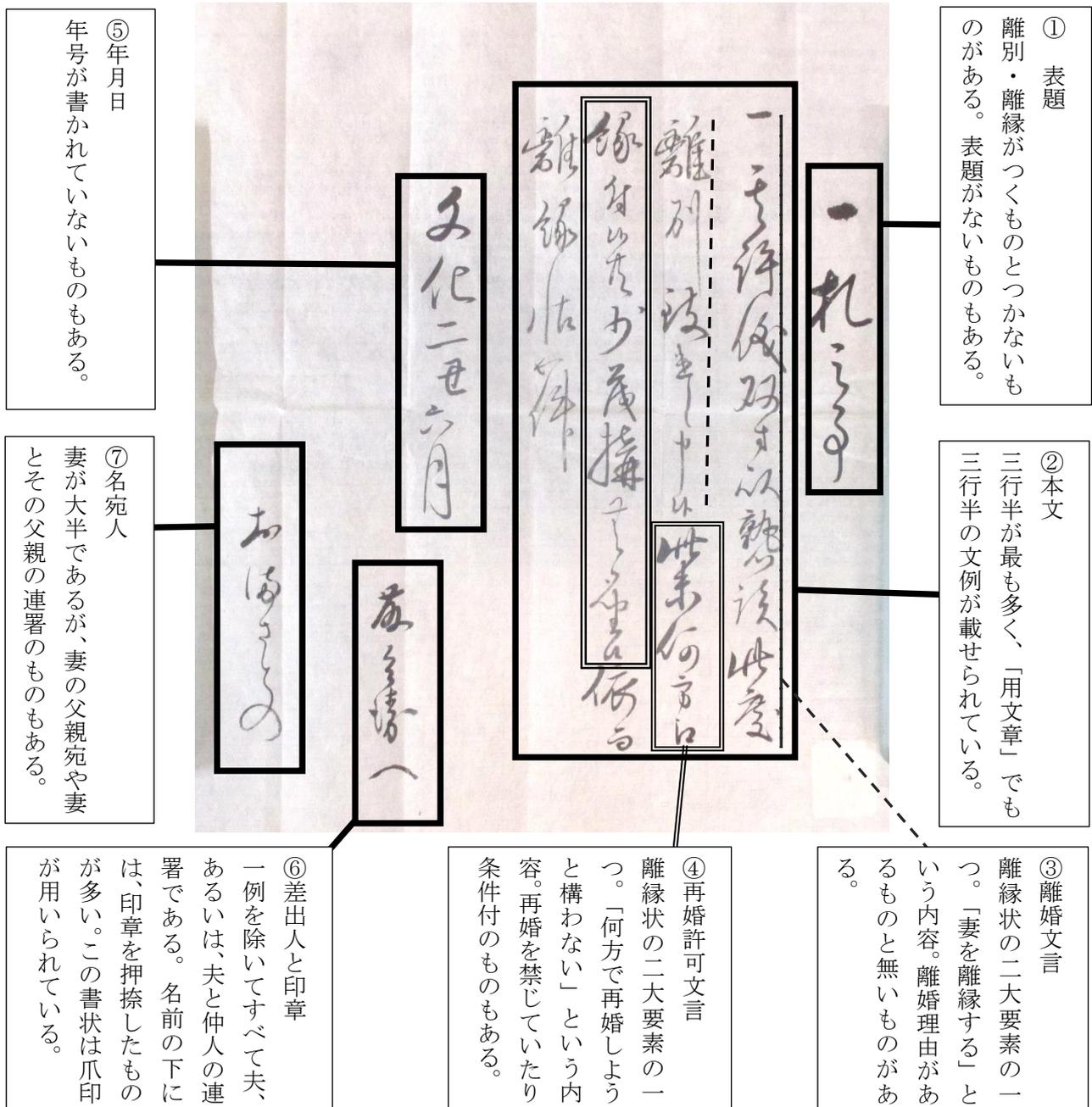
一方しか書かれていないものもあるが、それも離縁状としての効果は有効であった。

・「離婚文言」の中で、離婚理由が記されることがある。「我等勝手二付」「熟談・示談・相談」という抽象的な表現が多い。

・離縁状は、その多くが夫から妻に宛てて書かれている。中には、夫に代わって父兄・親族が差出人になる場合、夫の名前の他に父兄・親族・仲人が名前を連ねる場合もあった。

・離縁状では、差出人の名前には判が押されている。その多くが印章で、ついで爪印、捺印無し、花押、拇印の順となっている。

4 離縁状の書式【林家文書 3037 一札之事（離別状）を例に】



5 語句の解説

語句	読み方	意味
不埒	ふらち	よくないこと。道理に外れていること。
毛頭	もうとう	(後ろに打消しの言葉を伴って) 少しも～ない。
縁付	えんづき	結婚すること。嫁入り、または婿入りすること
何方へ	いづかたへ	どこへ
人別帳	にんべつちょう	宗門人別改帳のこと。江戸中期に宗門改帳と人別改帳が統合された、今でいう戸籍原簿や租税台帳のようなもの。

6 参考資料

- ・高木侃『泣いて笑って三くだり半 女と男の縁切り作法』(教育出版、2001)
- ・高木侃編著『縁切寺満徳寺史料集』(成文堂、1976)
- ・縁切寺満徳寺資料館編『縁切寺満徳寺資料館解説書』(1992)
- ・文書館企画展パンフレット『昭和 63 年企画展 みくだり半 江戸時代の家と女性』
※HP からダウンロード可能。「展示」の「過去の展示 昭和 60～63 年展示」を参照。

<https://monjo.spec.ed.jp/tenji/%E6%98%AD%E5%92%8C%EF%BC%96%EF%BC%90%EF%BD%9E%EF%BC%96%EF%BC%93%E5%B9%B4%E5%B1%95%E7%A4%BA>